

令和6年1月

上天草市農業委員会会議録

令和6年1月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和6年1月10日

午後3時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 書庫棟2階会議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第 7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第 8 議案第6号 非農地通知交付申請について
- 日程第 9 議案第7号 現況証明書交付申請について
- 日程第10 議案第8号 農地移動適正化あっせん基準の見直しについて
- 日程第11 報告第1号 許可不要転用届の受理について
その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（10名）

会長 山口 勝喜 職務代理者 蓮田 治住 2番 松岡 健二郎 4番 磯田 清俊
5番 岩崎 國重 6番 吉本 均 7番 岩本 俊治 8番 源 義通
9番 松本 光義 10番 濱崎 顯爾

（事務局）

局長 小松野 洋己 主事 徳淵 麻子 主事 池林 真斗
会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（1名）

3番 水野 武晴

1 開 会

事務局(事務局)

ただいまより、令和6年1月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は10名の農業委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

議長(山口)

新年、明けましておめでとうございます。

一同

(おめでとうございます。)

議長(山口)

皆様、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中の農業委員会活動におきましては大変なご苦勞をいただきありがとうございました。本年もどうぞ健康に留意され、農業委員会活動に尽力いただきたいと思います。

さて、皆様ご承知のとおり、元日に石川県能登地方を震源とする強い地震がありました。この地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。皆様方の安全と被災地の一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

それでは、本日も慎重なご審議のほど、どうぞよろしく願いいたしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(山口)

議事録署名委員の指名を行います。2番、松岡委員、4番、磯田委員、よろしく願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議長（山口） それでは、議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。
- 事務局（徳洲） 議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。
申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△△△番△、地目は畑、面積477㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、○○○○○から東の方向、直線距離で約2.2kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が畑1,381㎡です。労働力は1、農機具等は耕運機1です。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。
続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。
全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から約1分程度の距離であり、この要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、果樹等を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。
- 議長（山口） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。
- 推進委員（松岡） 議案第1号の1番につきまして、推進委員の松岡が説明いたします。
渡人と受人は義理の兄弟、親戚であります。この土地の横が受人の宅地ということで、今回、譲られるそうでございます。もう既に果物をたくさん植えておられて、収穫を楽しみにしておられるようでございます。問題ないと思われま。よろしく申し上げます。
- 議長（山口） ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。
- （異議なし の声あり）
- 議長（山口） ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。
続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局（徳洲） 議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページです。
申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△

△△△番外2筆、地目は畑、面積合計7,359㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約2.1kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、現在のところ経営面積は0㎡です。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。農地の共有者の中で、持分12分の8の方が、持分12分の1の共有者からこの所有権を買い取る形になります。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は、自宅から現在は約50kmの距離ですが、通うことが可能とのことであり、この要件をクリアしております。また、当該農地は申請人が耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、花卉を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（平山）

推進委員、平山が説明させていただきます。初めてのことなので、よろしくお願い致します。

この場所は、□□□から入る〇〇団地の中にある3筆、3枚の畑です。2筆は、画面写真のとおりハウスがありまして耕作しており、△△△△番のほうは草が生えていて放棄地みたいな感じに見えますけども、昨日立ち会っていただいた申請人のお父さんの説明によると、貸す予定でしたが貸す人に草を刈ってもらえなくて荒れていて申し訳ないということです。それ以外は問題ないかと思えます。以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方から、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

推進委員（松岡）

松岡です。これは□□開発の土地でしょうか。現在、耕作されておられる方はどなたですか。

推進委員（平山）

ここに書いてありますのは、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。

2番（松岡）

ならば、これは1度契約は解消されるわけでしょうか。

事務局（徳淵）

この件に関しては、1度、所有者がルールにのっとって契約を解約した形にして、自分で耕作するというふうに申請をなさっております。

2番（松岡） また更新という形でしょうか。

事務局（徳渕） その後ですね。譲渡がうまくいけば、そういった形になります。

2番（松岡） ○○さんと今借りている人が更新をするという形ですか。

事務局（徳渕） そうですね。

2番（松岡） 分かりました。

議長（山口） 他にないでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（山口） 続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（徳渕） 議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△番、地目は畑、面積1,238㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、○○○○○から南の方向、約0.6kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は、県の推進事業であるセンダンプロジェクトに参加する植樹林です。事業資金については、必要な造成工事や苗木の支給が県によってなされるため、自己資金等は必要ありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については雨水は自然排水することです。造成中の被害防除については、大規模な造成工事を行わず、植林できるだけ整地を行うにとどまるため、被害等のおそれはなく、完成後も近傍農地への悪影響はないとのことです。

さらに2点補足いたします。

まず1点目。農地転用に当たりまして、本来は農地以外の土地を利用、検討すべきことが定められていますが、今回の申請においては、県の募集要項において、荒廃農地を指定して募集がなされ、それにこの農地をもって応えるものですので、代替地検討を行っておりません。

2点目は、センダンの高く早く育つという特性から、隣地の日照を遮るトラブルを招く可能性があることから、隣接農地だけでなく、隣地の居住者や所有者に対して説明を行うことを申請者にお願ひし、また、許可証の許可条件にも記載することを検討しております。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

5番（岩崎）

議案第2号の1番につきまして、5番の岩崎が説明いたします。

事業の目的は、県のセンダンプロジェクトに参加して、景観の維持と獣害をなくすため、休耕地を提供することにされたそうです。また、畑の整地と苗は県より提供されるそうです。

センダンプロジェクトの申請が初めてでございまして、昨日、現地確認の際、隣接農地は荒地となっておりますけれども、同意は要らないのか、事務局に確認をお願いしたところでございます。4年から20年にかけて、要するに伐採をして商品にするということでございますので、長期にわたり伸びて早いので心配はしているところでございます。その確認をお願いしたところ、申請人が、問題が起きた場合は責任を持って処理をしますという文言を入れてもらうとのことでございますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま、1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページです。

後ほど詳しく説明いたしますが、この申請は、農振農用地を転用するものであり、転用許可要件を満たしません申請者た望での希望で現地確認までを行っております。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△番△△の△、地目は田、面積2,410㎡です。申請場所は図面1ページ

④、詳細は8～9ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、約8.6kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は共同住宅で、事業資金については、建築費が△億△△△△万円であり、融資額が上回っております。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、おおむね10haの農地が集团的に存在する第1種農地と判断され、かつ農振農用地区域内にある農地です。農地法及び県の通知等に従いまして、許可基準を満たさないといえます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意、並びに地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水については市の上水道、排水については生活雑排水及び汚水については下水道、雨水は周辺の側溝に集水した後、水路に排水するとのことです。造成中の被害防除については、造成工事は最小限にとどめ、また完成後も近傍農地への悪影響はないとしています。万一被害が発生した場合には申請人が誠意を持って対応するとのことです。

ただし、繰り返しになりますが、本申請は先に述べた許可基準を満たしておらず、申請代理人に対してもその旨を説明しております。ご留意くださいますようお願いいたします。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

2番（松岡） 2号の2番について、2番の松岡が説明申し上げます。昨日、寒い中に現地確認、ご苦労さまでございました。

今、事務局から説明のあったとおり、農振の除外もしてありませんし第1種農地、そして現況から見て農地ではありません。皆さんの判断をよろしく願います。

議長（山口） ありがとうございます。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、事務局及び担当委員の説明のとおり、許可の基準を満たしていないため不許可といたします。いいですか。

（異議なし の声あり）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（山口） 続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（徳淵） 議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

申請人は熊本市の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△△番△△、地目は畑、面積249㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北東の方向、約2.1kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅用地で、資金計画は、土地購入費、住宅建築費等、合計△△△△万円を自己資金等が上回っているため問題ありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道、排水については、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、側溝に放流し、雨水は南側の側溝に排水するとのことです。造成中の被害防除については、整地のみで大規模な造成工事を行わないため周囲への悪影響はなく、また完成後も農地への悪影響はないとのことです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、私の担当地区でございますので説明をさせていただきます。

ただいま事務局からの説明のとおり、周囲は宅地でございます、（画面を）見てもらうと分かりますように、何ら問題ないと思われま。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第3号、番号2番です。議案は同じく6ページです。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□□△△△△番△△、地目は畑、面積273㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向、約1.7kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅用地で、資金計画は、土地購入費、住宅建築費等、合計△△△△万円を自己資金等が上回っているため問題ありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種

農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道、排水については、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、側溝に放流し、雨水は周囲の側溝に排水するとのことです。造成中の被害防除については、整地のみで大規模な造成工事を行わないため、周囲への悪影響はなく、また完成後も農地への悪影響はないとのことです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

5番（岩崎）

議案第3号、2番につきまして、5番、岩崎が説明させていただきます。

譲渡人、譲受人ともに大矢野町中地区の方でございます。事業の目的は、現在の住居が子育て等で手狭になったため、個人住宅を建設したいとの申請でございます。土地の選定につきましては、将来、親の介護などを考え、母親の自宅に近い場所で何か所か検討しましたが、申請地が予算に見合うところで母親の自宅にも近いので選定をされたとのことでございます。申請地は、（画面を）ご覧のとおり道路が両面にありまして、農地への影響もなく、排水についても道路に側溝もついており、また排水同意も取れておりますので問題はないかと思っております。よろしく申し上げます。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第3号、番号3番です。議案は同じく6ページです。

こちらの農地は、令和5年10月に買受適格証明の可否について審議をいただきましたが、権利者の意向により競売が中止され、今回、別の事業者任意売却されることになりました。その売買契約に伴う5条申請です。

申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△番△、地目は畑、面積2,761㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向、直線距離で約4.3kmの辺りに位置しております。当該農地は、現所有者が平成17年から駐車場として違反転用をしており、今回は、この利用状況を現況から審議いただくこととなります。申請内容及び事業計画については、同じ所有者の保有する旅館の建物

設備等をまとめて買い受け、宿泊業を営むことが計画されております。その中の用地の転用目的は駐車場で、事業資金は、土地購入費と雑費、合計約△△万円を自己資金等が上回っており問題ありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がなく、排水同意については、18年間、現在の駐車場としての利用実績があることから、県によって同意書不要との助言を確認して取得しておりません。給排水計画については、給水は必要なく、排水については、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は敷地南側の水路に排水するとのことです。造成中の被害防除については、整地のみで大規模な造成工事は行わないため、周囲への悪影響はなく、また、完成後も農地への悪影響はないということです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

6番（吉本）

6番、吉本が説明いたします。

本議案は、先に事務局からもご説明がありましたが、昨日、関係者による現地調査を行いました。申請事由は、売買による所有権の移転で、譲渡人は現在、大矢野町内に在住されている方です。譲受人は熊本市内です。本件は、昨年も議題に上がりましたが、既存の〇〇を民宿経営に変え、条件付の申請地は一部契約はしておりますが、ゲートボール場と駐車場として活用したいとのことです。

始末書も出ており、特に問題はないかと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ないようでございますので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第3号、番号4番です。議案は同じく6ページです。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△△番△外1筆、地目は田、合計面積261㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は16～17ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向、約4.1kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐

車場及び個人住宅地の拡張で、事業資金は、既に工事が完了しているためありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水及び生活雑排水、汚水はなく、雨水の排水については道路側溝へ排水することです。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているためありません。また、補足説明といたしまして、既に住宅建設工事と駐車場の整地が完了しているため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

6番（吉本）

6番、吉本が説明いたします。

本議案は、先に事務局からもご説明がありましたが、昨日、関係者による現地調査を行いました。申請事由は、売買による所有権の移転で、譲渡人、受入とも現在、大矢野町内に在住されております。

姉妹で隣接する住宅を構えられて家庭菜園を営まれておられましたが、現在ご高齢となり、体調不良も重なり、今回の申請となりました。駐車場に関しましては、始末書も出ており、地区の同意書もそろっておりますので、特に問題はないかと思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま、4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、4番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第3号、番号5番です。議案は7ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△番△、地目は畑、面積384㎡です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は18～19ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約5.1kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場、倉庫置場で、事業資金は、土地購入費と土地整備工事費の合計△△△万円を自己資金が上回っているため問題ありません。権利の種類は売買による所有権の

移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は必要なく、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、大規模な造成工事を行わず、また完成後も悪影響はないと考えられますが、万一被害が生じた場合は、申請人が責任を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

議案3号の5番について、席番8番の源から説明申し上げます。

この申請案件は、画面で見ただけであれば分かると思いますが、地目は畑ですが、現在、自然の山の状態です。ちょっと白っぽく見えるところは、竹が生えていたのを切っておりますので山状態ではないんですが、左側のほうは大きな木が立ってまして、右側は完全な山状態です。そこを駐車場と倉庫置場にしたいということでもありますので、有効活用の点からいいんじゃないかと思います。よろしくをお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま5番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、5番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（山口）

続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画（案）について。事務局から説明をお願いします。

事務局（池林）

議案第4号、農用地利用集積計画（案）について、議案は9ページになります。

今回の集積計画は、利用権の設定が2件となっております。計画内容は、利用権を設定する人2名、利用権の設定を受ける人1名、利用権設定合計面積1,952㎡となっております。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ないようでございますので、議案第4号につきましては原案どおり承認することに決定します。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議長（山口） 続きまして、議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）について。事務局から説明をお願いします。

事務局（池林） 議案第5号、農用地利用集積等促進計画（案）について、議案は11ページになります。

今回の促進計画は、貸借期間の途中で受け手の変更を行う再配分が2件となっております。計画内容は、3年11か月と2年間の契約となっております。再配分による契約期間は、変更前の受け手の方が借りる予定だった期間までとされているため、通常の利用権設定よりも短い期間での貸借となっております。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について、皆さん方からご意見、ご質問はありませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口） ご異議ございませんので、議案第5号につきましては原案どおり承認することに決定します。

議案第6号 非農地通知交付申請について

議長（山口） 続きまして、議案第6号、非農地通知交付申請について。1番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 議案第6号、番号1番です。議案は13ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△番△△、地目は畑、面積147㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細

は20～21ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南東の方向、直線距離で約4.3 kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、画面写真のとおり雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われまます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（益田） 現地は、写真のとおり竹やぶで、農地としての利用は無理と思われまます。申請はやむを得ないかなと思っています。審議よろしくお願いいたします。

議長（山口） ありがとうございます。続きまして、2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 議案第6号、番号2番です。議案は同じく13ページです。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町阿村字□□△△△番△外1筆、地目は畑、合計面積1,248㎡です。こちらは写真はございません。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は22～23ページのとおりで、〇〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約8.5kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、担当委員さん及び担当推進委員さんにご確認いただいたところ、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われまます。説明は以上です。

議長（山口） ありがとうございます。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（岩崎） 議案6号、2番につきまして、推進委員の岩崎が説明いたします。

確認は地区の委員で行うということでしたので、松岡委員さんと確認してきました。申請地は〇〇集合住宅の上の山の中腹にあります。現況は雑木や竹に覆われていて、場所の確認もできないような状態でしたので、非農地化もやむを得ないと思いました。よろしくお願いいたします。

議長（山口） ありがとうございます。続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵） 議案第6号、番号3番です。議案は同じく13ページです。

申請人は龍ヶ岳町の個人の方です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町大道字□□□△△△△番、地目は畑、面積2,440㎡です。申請場所は図面1ページ⑪、詳細は24～25ページのとおりで、〇〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約24.3 kmの辺りに位置しております。申請地の現況については画面写真のとおり雑木

が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

10番（濱崎）

議案6号、3番について、10番の濱崎が説明いたします。

（画面を）ご覧のとおり、一帯がもうほとんど山林化しておりまして、行っても、どこがどこか分からないような状況と判断しましたので、航空写真で確認をしていただくということで、一応、地番を写真の上に載せています。ご覧のとおりであります。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま非農地につきまして説明がございましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、議案第6号につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第7号 現況証明書交付申請について

議長（山口）

続きまして、議案第7号、現況証明書交付申請について。1番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

送付した議案におきまして、文章が途中で切れてしまっております。申し訳ございません。正しくは、「次のとおり農地である旨の現況証明申請の提出があったため審議を求める」というものです。

議案第7号、1番については、現地確認時に申請者より取り下げの申出がありました。今回は申請の概要と結果のみ説明いたします。審議は必要ございません。

議案は14ページです。

申請人は、この土地の一部を農地として希望しており、1筆全体を宅地から農地へ地目変更登記したいとのことで証明書を申請されました。申請人は龍ヶ岳町の個人の方です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町大道字□□□△△△△番△、現在の地目は宅地、面積727㎡です。申請場所は図面1ページ⑬、詳細は26～27ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約24.4kmの辺りに位置しております。現地確認を行ったところ、画面写真にあるように、△△△△番△のうち、3分の1ほどしか農地として利用されていないため、農業委員会

としては、この1筆を農地として証明するのは難しいことを説明いたしました。結果、申請者が申請を取り下げ、農地ではなく雑種地として申請することになりました。

今回は、農地からの転用ではないという点です。すでにイレギュラーですが、農地転用にあたっては地目登記は原則的に1筆につき1地目、その1筆全体の用途について登記するものです。ですので、農地の一部だけを転用するといったことはできません。例えば事前に一部だけの転用の相談を受けた際には、まず用途ごとに分筆する必要があることなどを説明してさしあげてください。以上お願いいたします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明のとおり、現地にて申請人から取り下げの申請がありましたので、そのようにいたします。

議案第8号 農地移動適正化あっせん基準の見直しについて

議長（山口）

続きまして、議案第8号、農地移動適正化あっせん基準の見直しについて。事務局から説明をお願いします。

事務局（池林）

議案第8号、農地移動適正化あっせん基準の見直しについては、本来であれば議案として取り扱う必要ははなく、こちらの不手際で議題に上げておりましたので、本議案は取り下げさせていただきます。

なお、内容については、総会終了後のその他でご説明いたします。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明のとおり、その他で取り扱うことといたします。

報告第1号 許可不要転用届の受理について

議長（山口）

続きまして、報告第1号、許可不要転用届の受理について。事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

報告第1号、番号1番です。議案は26ページです。

届出人は熊本市の法人です。申請地の物件表示は、松島町阿村字□□□△△△番△外3筆、地目は畑、山林化した放棄地です。申請場所は図面1ページ⑭、詳細は28～29ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約7.6kmの辺りに位置しています。届出事由は、苓北火力線電線張替えのため、申請地1,563㎡のうち70㎡程度に貨物モノレール等を建設するとのこと。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（岩崎）

推進委員の岩崎が説明いたします。

今回の件は、九州電力が特別高圧伝送線電線張替工事のために転用をしたいということでしたので、別段問題がないと思います。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま報告第1号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問ございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご質問などありませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。

これをもちまして、本日の総会の議案審議を全て終了いたします。長時間にわたり誠にありがとうございました。

最後に事務局から説明がありますので、よろしく願いいたします。

（録音終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午後4時20分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年1月10日

上天草市農業委員会	会長	<u>山口勝喜</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>松岡健一郎</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>磯田清俊</u>